

松本市長 宛		記入例		児童手当 認定請求書											
誓約・同意事項		提出年月日												※受付確認年月日	
(1)児童手当の支給要件を審査するため、松本市が必要な所得情報等について公簿等の確認を行うことに同意します。		提出日を必ずご記入ください。												令和 6年 9月 2日 令和 年 月 日	
(2)公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。															
請 求 者 者	①(ふりがな)	まつもと たろう				②生年月日	昭和 平成 61年 1月 1日	③性別	男 女	④配偶者の有無	有・無	⑤電話	携帯 090 - 0000 - 0000		
	氏名 (法人名等)	松本 太郎													
	⑥住所	松本市 丸の内3番7号				(1~5月分手当の申請は前年、 6~12月分手当の申請は本年の) 1月1日時点の住所				塩尻市大門7番町1234番地				平日の日中に連絡の取れる連絡先をご記入ください。 ※書類不備等があり、連絡が取れない場合、手当が支給できない期間が発生する場合があります。	
配偶者等	⑦個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	⑧請求者の加入している 公的年金制度の種別	ア 厚生年金保険 ウ、その他（ （）私立学校教職員共済 （）地方公務員等共済 （）国家公務員共済 （）その他共済				イ、国民年金（3号被保険者を含む） （）				⑨職業	ア 会社員 イ、公務員 ※公務員の方は勤務先名をご記入ください ウ、自営業・無職等		
	⑩(ふりがな)	まつもと はなこ				⑪生年月日	昭和 56年 2月 1日 平成	⑫職業	ア 会社員 イ、公務員 ※公務員の方は勤務先名をご記入ください ウ、自営業・無職等	⑬個人番号	9 8 7 6 7 1 9 8 7	公務員の方は勤務先を必ずご記入ください。			
	氏名	松本 花子													
⑭住所 (⑥と異なる場合)					(1~5月分手当の申請は前年、 6~12月分手当の申請は本年の) 1月1日時点の住所				(左欄と異なる場合に記入してください)				安曇野市豊科12番地345		
⑮児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	[注意] ⑯「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (⑮児童の兄姉等と⑯児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)				※算定対象の場合に○印			
	松本 一郎	子	平成 17年 8月3日	有・無	有・無	同・別	令和 年 月								
	大学生年代(H14.4.2~H18.4.1までの間に生まれた子)について記入						令和 年 月								
⑯児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (別居の場合)		※見童との関係 該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当額	
	松本 ゆうこ	子	平成 21年 7月20日	有・無	同・維持	同・別	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円	
	松本 二郎	子	平成 19年 5月20日	有・無	同・維持	同・別	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円	
	高校生年代以下の子 (H18.4.2以降に生まれた子)について記入						同・維持	同・別	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)
⑰支払希望金融機関	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (右欄の印記入不要)	金融機関名	支店名	銀行コード	支店番号	口座番号(普通預金)		口座名義(カタカナ)		※認定・却下年月日	※支給開始年月	※合計月額			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を利用する (右欄の印記入)	松本 金庫 信組 農協 漁協	市役所前	支所 出張所	0 0 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7	マツモト タロウ				令和 年 月 日	令和 年 月	円			
※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。															
公金受取口座とは、口座情報をマイナンバーとともにデジタル庁(国)に登録している預貯金口座のこと。															
請求者が公金受取口座をデジタル庁に登録している場合のみご指定いただけます。															
担当者が記入															
振込口座は必ず請求者名義の普通預金口座をご記入ください。(配偶者・子名義の口座は指定できません)															
支所所在地最終支給月 入力日 入力者															

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑯の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 ⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
⑭の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に⑭の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 ⑮の欄は、⑯の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 ⑰の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を嘗めており、かつ、これをなくと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 ⑯の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 ⑯の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していくことを明らかにできる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者が配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ ⑯の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

1. ⑦及び⑯の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。